

## 津市職員風しん予防接種助成要綱

平成25年6月21日訓第42号

改正 平成26年3月28日訓第4号

平成30年3月30日訓第14号

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の施設からの風しんの感染の拡大を防止し、妊婦の先天性風しん症候群の予防を図るため、本市の職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職に属する職員をいう。以下同じ。）のうち、妊婦と接する機会の多い職場の職員で、風しんの予防接種（以下「予防接種」という。）を受けた者に対し、接種費用の一部を助成することに関し必要な事項を定めるものとする。

(助成対象予防接種)

第2条 助成の対象となる予防接種は、次に掲げる予防接種とする。

- (1) 風しん単独の予防接種
- (2) MR（麻しん風しん混合）の予防接種

(対象者)

第3条 助成の対象者は、本市の職員のうち、次のいずれかに該当する者（本市又は他の地方公共団体における予防接種に係る助成を受けることができる者を除く。）とする。

- (1) 保育所等において児童の保育に従事する保育士（主査その他の組織上の職名を付与されている職員を含む。）
- (2) 幼保連携型認定こども園において園児の教育及び保育に従事する保育教諭（主査その他の組織上の職名を付与されている職員を含む。）
- (3) 妊産婦の保健指導等に従事する保健師及び看護師（主査その他の組織上の職名を付与されている職員を含む。）
- (4) 幼稚園において幼児の保育をつかさどる教諭（園長及び主任を含む。）

(助成金の額等)

第4条 助成金の額は、接種費用の2分の1に相当する額（当該額が5,000円を超えるときは、5,000円）とし、対象者1人当たり1回に限り、当該接種を受けた職員本人に助成する。

(助成の申請)

第5条 助成を受けようとする職員は、予防接種を受けた日の属する年度の末日までに、職員風しん予防接種費用助成申請書(別記様式)及び請求書に、接種費用に係る領収書を添えて、市長に提出しなければならない。

(助成の決定)

第6条 市長は、前条の規定による提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、助成金の額を決定し、助成金を交付するものとする。

(助成金の返還)

第7条 市長は、偽りその他不正な手段により、助成金の交付を受けた職員があるときは、その職員から既に交付した助成金の額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓は、平成25年6月24日から施行し、同月1日から適用する。

附 則(平成26年3月28日訓第4号)

この訓は、平成26年3月31日から施行する。

附 則(平成30年3月30日訓第14号)

この訓は、平成30年4月1日から施行する。

別記様式（第5条関係）

職員風しん予防接種費用助成申請書

年 月 日

（宛先）津市長

申請者

所 属 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

㊞

連絡先電話番号 \_\_\_\_\_

職員風しん予防接種費用の助成を受けたいので、次のとおり申請します。

なお、私は、これまでに職員風しん予防接種費用助成金について一度も交付申請したことがありません。

また、私は、本市又は他の地方公共団体における風しんの予防接種に係る助成を受けることができません。

また、申請内容について、本市が保有する個人情報を閲覧・調査すること、及び医療機関等に問い合わせることに同意します。

申請額	円
接種日	年 月 日
予防接種を受けた医療機関	電話 — —
予防接種区分 ※該当する方に○をつけてください。	1 風しん単独の予防接種 2 MR（麻しん風しん混合）の予防接種

【添付書類】 領収書